

様式 1

## 福祉サービス第三者評価結果報告書 【児童福祉分野（保育所）】

### 【受審施設・事業所情報】

|            |                                                                                |          |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 事業所名称      | なにわのもり保育園                                                                      |          |
| 運営法人名称     | 社会福祉法人 小市福社会                                                                   |          |
| 福祉サービスの種別  | 保育所                                                                            |          |
| 代表者氏名      | 園長 小市 徳子                                                                       |          |
| 定員（利用人数）   | 130 名                                                                          |          |
| 事業所所在地     | 〒 540-0003<br>大阪府中央区森ノ宮中央1-11-11                                               |          |
| 電話番号       | 06 - 6360 - 4343                                                               |          |
| FAX 番号     | 06 - 6360 - 4232                                                               |          |
| ホームページアドレス | <a href="https://koichifukushi.jp/">https://koichifukushi.jp/</a>              |          |
| 電子メールアドレス  | <a href="mailto:naniwanomori@vesta.ocn.ne.jp">naniwanomori@vesta.ocn.ne.jp</a> |          |
| 事業開始年月日    | 令和 1 年 6 月 1 日                                                                 |          |
| 職員・従業員数※   | 正規 16 名                                                                        | 非正規 11 名 |
| 専門職員※      | 保育士 20 名<br>看護師 1 名                                                            |          |
| 施設・設備の概要※  | [設備等]                                                                          |          |
|            | 事務室、調理室<br>トイレ（乳児・幼児・大人用）2か所<br>更衣室、園庭                                         |          |

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

### 【第三者評価の受審状況】

|         |     |
|---------|-----|
| 受審回数    | 0 回 |
| 前回の受審時期 | 年度  |

### 【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 評価結果公表に関する<br>事業所の同意の有無 | 有 |
|-------------------------|---|

## 【理念・基本方針】

保育目標「のびのびと個性豊かな子どもに」  
就学前の乳幼児の健全な心身の発達を手助けるために、家庭的な親しみとくつろぎの場となるように配慮し、一人一人の子どもの活動を大切にしながら、集団での活動がより効果のあるものになるように心掛け、保育をしています。

—こんな子どもに育ててほしいと考えています—

1. 心身ともに健康な子ども
2. 両親、社会に感謝する子ども
3. 最後まで頑張る子ども
4. 発表力のある個性豊かな子ども

## 【施設・事業所の特徴的な取組】

### 【保育送迎バス事業】

令和元年の事業所開設時より、法人が以前から取り組んでいた送迎バス運行のノウハウを活かし、西区・中央区という都心部の待機児童対策として公募された大阪市保育送迎バス事業を受託し実施しています。西区の同一法人が運営する小規模保育施設の卒園児及び西区の他の小規模保育施設卒園児の受け皿の一つとなっています。

### 【職員の質の高さ】

開園時の職員構成は、同一法人の既存施設からの異動、新規採用者に加え、以前に当法人に勤めていた職員が数名復職しており、スタート時から安定して保育を進めることができます。職員同士が意見やアイデアを出し合い、お互いを尊重してより良い保育に取り組もうという前向きな姿勢が見られます。

### 【バランスの良い保育内容】

自由に個々の遊びをじっくり楽しむ時間、園庭や公園など戸外で身体を十分に動かす時間、ルールや使い方を教わったりしながらも目的・目標を持ってチャレンジする活動の時間（特に幼児クラスの音楽、絵画造形、運動）、菜園活動からキッズキッチンでのクッキングへとつながる食育の取り組みなど、様々な体験を通して子どもの健やかな心身の発達を目指しています。

## 【評価機関情報】

|           |                                                                                  |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 第三者評価機関名  | 保育アセスメント株式会社                                                                     |
| 大阪府認証番号   | 270060                                                                           |
| 評価実施期間    | 令和6年12月28日～令和7年2月5日                                                              |
| 評価決定年月日   | 令和7年2月15日                                                                        |
| 評価調査者（役割） | 2301C022（運営管理委員）<br>2401C026（専門職委員）<br>2401C016（専門職委員）<br>2401C011（専門職委員）<br>（ ） |

## 【総評】

### ◆評価機関総合コメント

社会福祉法人小市福祉会は、東成区、中央区、西区で3園を運営しています。そのひとつ「なにわのもり保育園」は、大阪市営地下鉄及びJRの森ノ宮駅から徒歩2分の好立地ながら、幹線道路に面していないため静かな環境です。本園の近隣に公園が複数あり、また、桜の名所で歴史ロマンあふれる広大な大阪城公園も徒歩5分の距離にあることで、園庭だけではなく充実した戸外活動ができるのも大きな魅力の一つです。本園は、大阪市保育送迎バス事業を行っており、通園バスを導入して本園と西区の小規模保育施設の子ども達を繋ぐ架け橋にもなっています。現在は3歳児3名、4歳児4名、5歳児5名の計12名の子ども達がこの事業を利用しています。令和元年に開園したお洒落な2階建ての園舎は木のぬくもりが感じられ、玄関は、吹き抜け空間でステンドグラスからは心地よい採光があり、そこは図書コーナーもある明るい快適な空間が広がっています。0～2歳児は1階、3～5歳児は2階で各学年十分な広さの保育室で過ごしています。職員は園の保育目標である「のびのびと個性豊かな子どもに」に基づいて、子ども達が自分らしく個性を伸ばせるように、日々子ども達と向き合っています。

### ◆特に評価の高い点

#### 【理想的な立地と充実した施設環境】

JRと大阪メトロ森ノ宮駅から徒歩2分の場所に立地する園の目の前には、公園が2か所あり、大阪城公園も徒歩5分圏内に位置しています。これにより、子どもたちが自然と触れ合い、探索・発見する機会を豊富に提供できます。都市部にある保育園としては園庭が広く、芝山やアスレチック風の遊具、砂場が整備されており、子どもたちは外遊びを通じて身体を思い切り動かすことができます。園舎は木造作りで、木のぬくもりを感じられる温かみのある環境です。園内の特徴的な点として、1階に図書コーナーが設けられており、吹き抜けの空間が広がっています。この図書コーナーは、子どもたちだけでなく、登降園時に保護者と一緒に利用することができ、親子で読書を楽しめるスペースとしても活用されています。また、保育送迎バス事業を実施し、西区の同一法人が運営する小規模保育施設の卒園児及び西区の他の小規模保育施設卒園児の受け皿の一つになっています。

#### 【創造的な食育活動と実践的な学び】

給食室と隣接するキッズ・キッチンでは、子どもたちに調理体験を通じて食への関心を高めるための工夫がなされています。園で所有するピザ窯を使って年間に数回ピザづくりを体験し、食材の大切さや調理過程への興味を深めています。毎月1回の「世界の料理シリーズ」では、新しい文化の料理に触れながら楽しく食事をすることができ、子どもたちの食に対する意識を自然に育てています。また、園庭の菜園で育てた野菜を使ったクッキング体験や地域貢献活動としてのいも煮会を今年度は実施する予定であることなど、実践的で楽しい食育を通じて、子どもたちの食への意識を育んでいます。

#### 【優れた職員体制と成長を促す職場環境】

職員は、保育の質向上に向けて積極的に意見を交換し、協力し合って取り組んでいます。職員一人ひとりがキャリアアップに向けた目標を持ち、育成に努めています。開園当初から、同法人内の既存施設からの人事移動や以前同法人で働いていた職員が本園の立ち上げを知り復職するなどして、安定した職員体制が保たれ、スムーズな運営が実現しています。また、ゆったりした職員室や冷蔵庫も備えた広い休憩室を完備しているなど職員が働きやすい環境を整備しているほか、福利厚生の実施やワークライフバランスへの配慮も行き届いており、職員が長期的に働きやすい職場作りが進められています。

#### 【乳児保育と幼児保育の発達を支える取り組み】

乳児(3歳未満児)保育室は、可動式の家具を使って個別の発達に合わせたスペースを作り、安全で自由に動ける活動ができるよう配慮されています。また、子どもたちが探索できるように遊具やおもちゃが配置され、視覚や触覚を刺激する素材が使用されています。3歳以上児では、絵画・造形、音楽、運動の分野で専門講師による指導を行っています。さらに、4、5歳児クラスでは、集団活動を通じて協調性やルールを学ぶ機会が豊富に提供され、例えば、ドッジボールのチーム対抗戦では、子どもたち自身がチーム名やチーム決める考えることで、自己決定力や協力精神を育む取り組みも行われており、集団生活に必要なスキルや社会性を楽しく学んでいます。職員は日々、保育の振り返り、環境整備や活動内容の見直しを行い、子ども一人ひとりに最適な保育を提供できるよう努めています。

## ◆改善を求められる点

### 【全体的な計画策定における職員の参画】

全体的な計画の作成において、施設の理念や保育方針に基づき策定され、一定の方向性が示されています。しかしながら、計画の作成プロセスにおいて、保育に携わる職員の参画が十分でなく、現場の視点が反映されにくい状況が見受けられます。計画の実効性を高めるためには、職員が意見を出し合い、具体的な課題や改善点を共有する機会を増やすことが重要です。また、計画策定後の評価や見直しを定期的に行い、その結果を次年度の計画に反映させる仕組みを整えることで、より実効性の高い運営が可能となるでしょう。今後、計画の策定プロセスにおいて、職員の意見収集や検討の場を設け、計画の改善と実行のサイクルを確立することを望みます。

### 【職員の自己評価の充実と継続的な改善】

職員の自己評価は、年度末に実施され、一定の振り返りが行われています。しかし、評価の頻度が年1回に限られているため、改善策の敏速な把握が難しく、実践への反映という点で課題が見られます。今後、半期ごとの評価を導入することで、業務の進捗を細かく確認し、より適切な改善策を早期に講じることが可能になります。さらに、具体的な評価指標を設定し、客観的な振り返りを促す仕組みの整備を望みます。

### 【マニュアルの定期的な見直しと実効性の向上】

本園において、必要なマニュアルは整備され、一定の基準に基づいた業務運営が行われています。しかし、現行のマニュアルは見直しの機会が定期的に設けられておらず、更新の仕組みが確立されていない点が課題として挙げられます。保育の標準的な実施方法についても継続的な見直しが行われることが求められており、定期的な見直しを通じて、職員が現場で活用しやすい内容へと改善することが望まれます。今後、各種マニュアルの更新を計画的に実施するために、各マニュアルに対して職員で専門の委員会を設置し、実際の保育に反映させながら改訂を進める体制を構築することが求められます。また、新しいマニュアルの内容が職員に浸透するよう、研修の実施を通じて実践への落とし込みを強化することも重要です。

## ◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回、初めて第三者評価を受審するにあたり、改めて法人として、また保育園としてこれまでの取り組みを見直す非常に有意義な機会となりました。今後の課題としてご指摘いただいた、全体的な計画やマニュアルの見直し、評価の取り組み、地域との繋がりなどの一つ一つの課題が明確になったことで、改善に向けて着実に取り組むことができます。また、利用者調査において保護者様の率直なご意見やご要望をいただき、励みになるとともに、可能なことについては改善できるように努めていきます。今後も当園の強みである恵まれた環境や優れた職員体制を活かして、保育の質の向上を目指し、保育園の責務をしっかりと果たしてまいります。

## ◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

## 第三者評価結果

### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 評価結果 |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| Ⅰ-1 理念・基本方針                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                    |      |
| Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                    |      |
| Ⅰ-1-(1)-①                   | 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。                                                                                                                                                                                                                                                            | b    |
| (コメント)                      | <p>法人の保育理念や基本方針、保育目標を明文化してグループに共通する考えを示し、ホームページにて掲載しています。保育目標に関しては、職員に会議等で周知し、保護者には入園説明会で口頭で説明、パンフレット等の書面での周知が図られていますが、保育理念や基本方針の周知が十分であるとは言えません。今後は保護者や本園利用希望者、職員に向けて、理念・基本方針の十分な周知と理解を促すような取り組みを期待します。理念・基本方針は現在ホームページへの記載はあるものの、各保育園ページからは発見しづらい構造になっていますので、掲載の仕方にも工夫が必要です。</p> |      |

|                             |                                                                                                                                                                                         | 評価結果 |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| Ⅰ-2 経営状況の把握                 |                                                                                                                                                                                         |      |
| Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。 |                                                                                                                                                                                         |      |
| Ⅰ-2-(1)-①                   | 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。                                                                                                                                                         | b    |
| (コメント)                      | <p>児童福祉事業に関連する動向については行政主催の説明会や研修会等に積極的に参加し情報収集に努めて分析を行っています。また本園が位置する地域の特性を把握し、経営についての課題を明確にして改善に取り組んでいます。今後は社会福祉事業全体の動向や地域での福祉に対する需要の動向等の情報収集を行い、その動向についての把握・分析を期待します。</p>             |      |
| Ⅰ-2-(1)-②                   | 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。                                                                                                                                                               | a    |
| (コメント)                      | <p>経営課題を明確にするなどの取組は法人本部の扱いとなります。法人として現在最も大きな経営課題は、系列園である小市保育園の建て替え計画です。建物の老朽化に伴い、改修工事をするのではなく、新園舎建築を計画し、大阪市と協議しています。一方、本園に関しては、保育送迎バス事業の利用需要が減少してきており、今後この事業をどう活用していくかを具体的に検討しています。</p> |      |

|                                    |                                                                                                                                                                           | 評価結果 |
|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| I - 3 事業計画の策定                      |                                                                                                                                                                           |      |
| I - 3 -(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。 |                                                                                                                                                                           |      |
| I - 3 -(1)-①                       | 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。                                                                                                                                               | b    |
| (コメント)                             | 保育ニーズや保育園を取り巻いている状況を把握して、中・長期計画を策定しています。また理念や基本方針の実現に向けては「職員の資質の更なる向上」を一つの目標としています。今後は課題解決等の様々な目標を達成する為に具体的な計画や数値目標を設定して、実施状況の評価または計画の見直しを期待します。                          |      |
| I - 3 -(1)-②                       | 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。                                                                                                                                                | b    |
| (コメント)                             | 単年度の計画内容には、当該年度における事業や保育等に関わる内容の取り組むべき課題が具体的に示されていますが、単年度の収支計画や具体的な数値・成果の目標が十分ではありません。今後は単年度計画の見直しまたは年度の終了時に実施状況の評価や数値化等できる限り定量的な分析を期待します。                                |      |
| I - 3 -(2) 事業計画が適切に策定されている。        |                                                                                                                                                                           |      |
| I - 3 -(2)-①                       | 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。                                                                                                                                 | b    |
| (コメント)                             | 中・長期計画と単年度計画の事業計画の策定はされていますが、職員の参画や意見の集約・反映の仕組みや、計画の評価と見直しの組織的な取り組みが行われていません。今後は上記の取り組みを組織として定められ、職員に対する事業計画の周知では各計画を文書にして配布し、理解を促進する取り組みを期待します。                          |      |
| I - 3 -(2)-②                       | 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。                                                                                                                                                 | b    |
| (コメント)                             | 保護者に対しては、主に重要事項説明書にて事業計画の周知を行っています。また単年度事業計画にもとづく行事計画等は保護者の参加を促す観点から行事の詳細が記載されたお便りの配布または文書の掲示などを行っています。今後は内容をわかりやすくした資料を作成したり、配慮の必要な保護者に対しては、必要に応じて口頭で丁寧に説明をする取り組みを期待します。 |      |

|                                       |                                                                                                                                                                                                                         | 評価結果 |
|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| I - 4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組         |                                                                                                                                                                                                                         |      |
| I - 4 -(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。 |                                                                                                                                                                                                                         |      |
| I - 4 -(1)-①                          | 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。                                                                                                                                                                                           | c    |
| (コメント)                                | <p>保育実践の振り返りについては週・月・年の単位で評価と見直しを実施し次の計画の内容に反映することでPDCAのサイクルの実施をしていますが、本評価基準項目では、組織やマネジメントの振り返りとPDCAサイクルを評価するものです。保育の質の向上には、組織のスキルアップも重要ですので、今後は第三書評価の受審を機に組織的にPCDAが定着することを期待します。保育実践の振り返りについては、A - 3 -(1)-①で評価します。</p> |      |
| I - 4 -(1)-②                          | 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。                                                                                                                                                                             | c    |
| (コメント)                                | <p>本園は第三者評価の受審が初回である為、評価結果から明確になった課題に対して、改善策や改善実施計画を検討したり実行の実施は行われていません。第三者評価等の結果については、改善の課題を明確にし、この解決・改善を計画的に取り組むことが必要です。今後は評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化され職員間で課題の共有化が図られたり、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組み作りを期待しています。</p>       |      |

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

|                              |                                                                                                                                                                                                                                                                     | 評価結果 |
|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ           |                                                                                                                                                                                                                                                                     |      |
| Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。     |                                                                                                                                                                                                                                                                     |      |
| Ⅱ-1-(1)-①                    | 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。                                                                                                                                                                                                                                    | b    |
| (コメント)                       | 園長は、職員発信の取り組みに対してチャレンジすることを応援され、まずは職員の想いを尊重することを前提としています。それが職員それぞれの保育のやりがいにも繋がり、職員の離職は少なく安定した組織を構築されています。有事における施設長の役割と責任については、安全管理マニュアルにおいて明記されていますが、権限委任の内容などは十分ではありません。今後は有事の対応含め、園長の役割と責任を含む職務分掌などの具体的な取り組みについて、文書化されて、会議や研修において表明するなど、組織内に十分に伝え理解を得る取り組みを期待します。 |      |
| Ⅱ-1-(1)-②                    | 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。                                                                                                                                                                                                                                        | a    |
| (コメント)                       | 園長は施設運営に必要な法令等について、行政からの通達・通知の情報収集や研修参加等により、理解を深めて遵守しています。法人が顧問契約している社会保険労務士や税理士から必要に応じてアドバイスを受けたり、業務委託することにより適正に運営しています。職員に対しては、個人情報の取り扱いや虐待防止のマニュアルにて示し、遵守すべき法令等については会議等で具体的に伝え周知に努めています。                                                                         |      |
| Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。 |                                                                                                                                                                                                                                                                     |      |
| Ⅱ-1-(2)-①                    | 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。                                                                                                                                                                                                                                      | b    |
| (コメント)                       | 園長は年度末に職員の自己評価に基づいて面談を実施しています。そこでの保育の質の向上に関わる課題等を職員に対して年度初めの全体会議で取り組むべき内容として共有していますが、職員の意見を反映する為の具体的な取り組みや体制を構築することが十分ではありません。今後は保育の質に関わる課題の改善に向けた取り組みを職員と共に組織的に明らかにして、保育の質の向上につなげる体制づくりを期待します。                                                                     |      |
| Ⅱ-1-(2)-②                    | 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。                                                                                                                                                                                                                                      | a    |
| (コメント)                       | 園長は顧問の社会保険労務士や税理士に適切にアドバイスを受け、研修に参加したり、情報収集することで、経営改善や業務の実効性を高めるよう努めています。また保育所の将来性や継続性や経営資源の有効活用など基本的な課題を視野に入れながら運営されています。職員のワークバランスを保てるようにできるだけ余裕のある人員配置を行い、職員の働きやすい環境を整えています。                                                                                     |      |

|                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 評価結果 |
|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |      |
| Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |      |
| Ⅱ-2-(1)-①                             | 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。                                                                                                                                                                                                                                                     | a    |
| (コメント)                                | 本園の開園時は当法人系列園から異動する職員や以前に勤務していた元職員の復職があり、開園当初からスムーズに安定した保育を実施することができています。人材確保においては、求人サイトに登録をしたり、就職フェアに参加するなど積極的に採用活動を行い、効果的に施設見学や体験実習を実施して採用に繋がるような取り組みをしています。また、派遣社員からの正規雇用の要望がある場合等職員の希望や働き方に合わせた人材配置を行っています。                                                                              |      |
| Ⅱ-2-(1)-②                             | 総合的な人事管理が行われている。                                                                                                                                                                                                                                                                             | b    |
| (コメント)                                | 職員のスキルを獲得する為の機会（研修等）は面談時に職員から今後学びを深めたいことについて聞き取り、その希望や意向に添いながら、社会人基礎力、組織における職責・役割、保育の資質のそれぞれの観点から、キャリアアップ研修・各種研修への参加を促しています。今後は人事基準と併せて職員に周知し、職員自らがキャリア形成を意識的に行うための指標となるよう総合的な仕組みづくりを期待します。                                                                                                  |      |
| Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。            |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |      |
| Ⅱ-2-(2)-①                             | 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。                                                                                                                                                                                                                                                            | a    |
| (コメント)                                | 有給休暇については、個人の希望を尊重して積極的な取得を推奨しています。また、令和6年度は年間休日を112日（前年比プラス5日）とすることで、職員がリフレッシュでき働く意欲の向上に努めています。また、子育て中の職員は、希望すれば早番・遅番を免除し、短時間労働の導入でワーク・ライフ・バランスに配慮しています。福利厚生としては、大阪民間社会福祉事業従事者共済会への加入、法人の費用負担によるインフルエンザ予防接種、業務災害保険への加入、給食費補助、懇親会の実施など多岐に渡り取り組んでおり、休憩室やシャワー室、男女別の独立した更衣室を整備し、働きやすい環境を整えています。 |      |

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

|           |                                                                                                                                                                       |   |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| Ⅱ-2-(3)-① | 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。                                                                                                                                               | b |
| (コメント)    | 園長は年1回職員と面談を行い、コミュニケーションをとる機会を設けています。一人ひとりの職員の目標設定においては、法人が求めるキャリアとスキル（キャリアパスとの関連性も含めて）明確にしていますが、職員一人ひとりの目標の設定はまだ十分ではありません。今後は職員一人ひとりの育成において、目標の設定等が適切に実施されることを期待します。 |   |
| Ⅱ-2-(3)-② | 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。                                                                                                                               | b |
| (コメント)    | 職員の研修受講の目安を示し、積極的に研修の機会を提供しています。その都度状況に応じたタイムリーな研修なども取り入れ職員の知識や技術の向上に努めています。今後は、職員の知識・技術についても具体的な目標が設定された上で教育・研修計画の明文化や定期的に研修内容等の見直しを行うことを期待します。                      |   |
| Ⅱ-2-(3)-③ | 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。                                                                                                                                             | a |
| (コメント)    | 研修の内容については、段階別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準の応じた研修を実施しています。キャリアアップ研修では、法人が受講費用の補助を行い、研修受講に要する時間は受講日数に応じて公休扱いにし職員が確実にキャリア形成がしやすいように援助しています。                |   |

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

|           |                                                                                                                                                               |   |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| Ⅱ-2-(4)-① | 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。                                                                                                                   | a |
| (コメント)    | 実習生等に関わる研修・育成、受入れ体制についてのマニュアルが整備されています。保育実習の段階に応じ、学校側とも連携して意義・目的・具体的な実習方法を確認をしています。また、実習生を指導する職員には、主任保育士から指導についての助言等を行い、次世代の保育者育成に貢献できるよう実効性のある実習となるよう努めています。 |   |

|                                  |                                                                                                                                                                                                                                               | 評価結果 |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| Ⅱ-3 運営の透明性の確保                    |                                                                                                                                                                                                                                               |      |
| Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。 |                                                                                                                                                                                                                                               |      |
| Ⅱ-3-(1)-①                        | 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。                                                                                                                                                                                                                    | a    |
| (コメント)                           | ホームページにて法人理念・基本方針・保育目標・重要事項説明書・苦情等の解決に向けての取り組みを掲載され、財務等に関する情報については、WAMNETにて公開されています。開園から現在まで苦情等の解決についての公表事案はありませんが、苦情等があった場合はホームページ上にて公表し運営の透明性を確保できるように体制を整えています。地域に向けては、区役所に園のパンフレットを常備し、また園の外壁に設置している屋外掲示板にも園の活動がわかる資料を掲示し地域への広報活動を行っています。 |      |
| Ⅱ-3-(1)-②                        | 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。                                                                                                                                                                                                              | a    |
| (コメント)                           | 保育所における事務、経理、取引等に関するルールを経理規定に基づいて明確にし、法人の顧問税理士による業務支援を受けて適性に運営しています。また内部監査を実施する等で定期的に事業経営や運営状況のチェックを行っています。監査での指摘事項については、外部の専門家（税理士や社会保険労務士）による指導や助言など適宜アドバイスを受け、速やかに経営改善を実施しています。                                                            |      |

|                            |                                                                                                                                                                                                          | 評価結果 |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献            |                                                                                                                                                                                                          |      |
| Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。 |                                                                                                                                                                                                          |      |
| Ⅱ-4-(1)-①                  | 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。                                                                                                                                                                               | b    |
| (コメント)                     | 地域の警察や消防等と連携して防犯・防災のイベントに子どもたちが参加する機会を設けています。開園した当初からコロナ禍になり、地域交流が実行出来ずにいましたが、今月から地域交流を再開する予定です。その内容としては園の駐車場に防災かまどベンチがあり、そのかまどを使って子ども達と芋煮を作り地域の方にも参加してもらえるイベントです。今後は園長の意向である町会の繋がりを強化する取り組みの実施を期待しています。 |      |
| Ⅱ-4-(1)-②                  | ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。                                                                                                                                                                       | a    |
| (コメント)                     | 大阪市私立保育連盟や大阪市保育士・保育所等支援センターにボランティア受け入れの登録をしており、実際に高校生の保育職場体験を受け入れています。ボランティアの受入れ方法や学習や教育等への教育に関するマニュアルを作成しており、受入れの際は事前にオリエンテーションを行い、ルールや注意事項などの丁寧に説明を行っています。                                             |      |

|                              |                                                                                                                                                                                 |   |
|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。    |                                                                                                                                                                                 |   |
| Ⅱ-4-(2)-①                    | 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。                                                                                                                                         | a |
| (コメント)                       | 子どもの保育の質の向上の為に連携が必要な機関である区役所の各部署、児童相談所、警察署、消防署、要対協等の関係機関と連携し必要な対応を行っており、関係機関等の参画のもとケース検討会議にも参加しています。具体的な連携や活動内容においての職員への周知は、全体で共有すべき内容と担任等特に関わる職員に限定する内容など状況に応じて共有化を図っています。     |   |
| Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。 |                                                                                                                                                                                 |   |
| Ⅱ-4-(3)-①                    | 地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。                                                                                                                                                     | b |
| (コメント)                       | 園長は中央区の保健福祉課との情報共有や会議等への参加をしたり、地域の保育園でネットワークを作り、定期的に会議を行うことで、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めています。今後は関係機関・団体との連携や民生委員との協議等の実行や地域住民に対する相談事業等の実施を行い、地域社会における福祉向上に積極的な取り組みを期待します。              |   |
| Ⅱ-4-(3)-②                    | 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。                                                                                                                                                 | b |
| (コメント)                       | 保育園の駐車場にNPO法人との共同作業で作成・設置した「防災かまどベンチ」があり、災害時に地域へ貢献できる設備を備えています。今月中に防災訓練を兼ねて、芋煮の炊き出しを実演する予定で地域交流の1つとして考えています。今後は保育所が把握した地域の具体的な福祉ニーズや生活課題等にもとづいた独自の公益的な事業・活動を積極的に取り組まれることを期待します。 |   |

### 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

|                             |                                                                                                                                                                                                                                                           | 評価結果 |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス            |                                                                                                                                                                                                                                                           |      |
| Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。 |                                                                                                                                                                                                                                                           |      |
| Ⅲ-1-(1)-①                   | 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。                                                                                                                                                                                                                        | a    |
| (コメント)                      | 法人理念である「子ども一人ひとりに寄り添い健やかな心身の成長を促し生きる力の基礎を育む」とあるように、職員は一人ひとりの子どもを受容し、それぞれの子どものに応じた発達を援助する保育を実施しています。保育をする上での職員の行動指針ともいえる「小市福祉会の職員に大切にしてほしいこと10か条」の内容を職員全員で共有し、また懲戒権乱用防止マニュアルには身体拘束や虐待防止について明文化され、職員への周知が図られています。                                           |      |
| Ⅲ-1-(1)-②                   | 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。                                                                                                                                                                                                                               | b    |
| (コメント)                      | 子どものプライバシーに配慮した保育の重要性については職員会議での周知や確認、職員への研修により理解が図られています。プライバシー保護の為、プール活動中の目隠しや、職員・保護者のSNS利用についてのルールや禁止事項を伝えています。子ども達には絵本等を用いて、プライバシーの尊重についてわかりやすく指導しています。しかしながら幼児の男子用便器に関しては、廊下から見通しがよく男子のトイレの様子が見えすぎているので、目隠しなどの配慮や男女のトイレのタイミングに時間差を設けるなどの配慮が必要と思われます。 |      |

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

|           |                                                                                                                                                                                                                |   |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| Ⅲ-1-(2)-① | 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。                                                                                                                                                                               | a |
| (コメント)    | 保育内容や保育所の特性等を紹介したパンフレットは中央区役所窓口に配置し、利用希望者が情報を入手しやすいようにしています。パンフレットはカラーで写真を使用し、見やすくわかりやすい内容になっています。利用希望者については、定期的（月2回程度）に園の説明見学会を開催し、重要事項説明書の内容を抜粋して具体的な保育の提供に関する内容を丁寧に説明しています。また都合が合わない方へは個別に説明や見学等の対応を行っています。 |   |
| Ⅲ-1-(2)-② | 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。                                                                                                                                                                                 | a |
| (コメント)    | 保育の開始の際は「重要事項説明書」および「規則および園からのおねがい」に沿って保育の具体的な内容や日常生活に関する事項、その他留意事項等をわかりやすく説明し、内容について保護者に理解を得たうえで「同意書」に署名をもらっています。内容に変更がある場合は保護者等の意向に十分に配慮し、文書にて配布し説明を行っています。                                                  |   |
| Ⅲ-1-(2)-③ | 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。                                                                                                                                                                                | b |
| (コメント)    | 保育所等の変更を行う場合は保育経過記録を作成し、引継ぎ文書として新たな利用予定施設へ申し送りを行い、保育の継続性を保つよう配慮しています。保育所利用終了後も保護者とは必要に応じてメール・電話・郵便で連絡を取り、必要に応じて援助できるようにしています。今後は相談希望時の担当者や窓口を設置し、口頭ではなく書面等で伝えられることを期待します。                                      |   |

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

|           |                                                                                                                                                                                                                                                               |   |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| Ⅲ-1-(3)-① | 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。                                                                                                                                                                                                                               | b |
| (コメント)    | 保護者からの個々の意見や要望等の問い合わせにはその都度対応し、改善が必要な事項については、随時改善を図り、職員間で内容を共有しています。保護者アンケートにて「園内であなたの子どもは楽しく過ごしていると思いますか？」の質問に対して、高評価であったことや様々な活動や行事の充実、職員の関わり等で子ども達は満足感をもって過ごしています。今後は保護者に対し、利用者満足度調査等のアンケート調査を毎年定期的実施して、保護者ニーズを把握する仕組みを構築し、アンケート結果を踏まえてその改善へ向けた取り組みを期待します。 |   |

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

|           |                                                                                                                                                                                                       |   |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| Ⅲ-1-(4)-① | 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。                                                                                                                                                                            | b |
| (コメント)    | 重要説明事項に苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の整備が明記されています。また、職員室のとなりには相談室があり、プライバシーを確保しながらの個別の相談や苦情対応に利用しています。担任が保護者から苦情や相談を受けた際は、園長・主任に報告し、内容を検討して速やかに保護者に対応しています。また必要があれば全職員で情報を共有していますが、今後は、苦情記入カードや意見箱の設置などを期待します。 |   |

|                                         |                                                                                                                                                                                                                                                               |   |
|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| Ⅲ-1-(4)-②                               | 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。                                                                                                                                                                                                                            | b |
| (コメント)                                  | 送迎時に担任を中心に保護者と日頃からコミュニケーションをとることを大切にしていますので、保護者は意見を述べやすい環境となっていますが、今後は保護者に対して複数の方法や相談先を自由に選べる等の説明が記された文書を作成・周知するとともに、保護者アンケートの実施や意見箱を常時設置するなど様々な方法で保護者からの意見を収集する仕組みの構築を期待します。                                                                                 |   |
| Ⅲ-1-(4)-③                               | 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。                                                                                                                                                                                                                               | a |
| (コメント)                                  | 職員は保護者からの意見や要望を聞き取り、主任・園長に迅速に報告しています。また、毎日のミーティングにおいて、保護者の相談・意見・子どもの様子等の報告を行うとともに議事録を作成し、職員間で情報共有しています。                                                                                                                                                       |   |
| 1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。 |                                                                                                                                                                                                                                                               |   |
| Ⅲ-1-(5)-①                               | 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。                                                                                                                                                                                                                     | b |
| (コメント)                                  | 安全管理マニュアル（事故防止編・防災編）、防犯マニュアル、散歩マニュアルを作成し職員に周知しているほか、関係機関との連携、消防署・警察署と連携し緊急時の対応体制も構築しています。また、安全確保・事故防止に関する外部研修に積極的に参加し職員の対応能力も高めています。また、ヒヤリハット、事故報告書を記入し、再発防止に努めていますが、ヒヤリハットの記入件数がかなり少ないことから、今後はヒヤリハットの記載内容を減らすなどの工夫により記入件数を増やすとともに、ヒヤリハット収集の仕組みを構築することを期待します。 |   |
| Ⅲ-1-(5)-②                               | 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。                                                                                                                                                                                                                    | a |
| (コメント)                                  | 感染症対応マニュアルを整備し職員に周知徹底しています。感染症発生の情報提供は玄関にあるホワイトボードで行い、バス登降園児の保護者へはバスへの貼りだしや、乗降場所に貼りだしを行っています。また看護師が「ほけんだより」を作成し、保護者に対して必要な情報を発信しているほか、職員に対しても感染症予防対策の研修を行っています。嘔吐の処理方法は各クラスに掲示し、嘔吐処理の対応グッズも定期的に点検し、職員が迅速に対応できるよう努めています。                                       |   |
| Ⅲ-1-(5)-③                               | 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。                                                                                                                                                                                                                               | a |
| (コメント)                                  | 安全管理マニュアル（防災編）を整備し災害時に想定される影響を把握し対応策を講じています。法人内全施設において一斉連絡できる無線機の導入、毎月、避難訓練（地震・火事・水害）を実施し避難方法・避難ルートを定め、問題点や反省点を共有して、随時改善に向けた取り組みを行っています。災害時にはアプリを利用し保護者へ連絡・安否確認を行う体制を整えています。また、各職員の役割分担も明文化されています。食料の備蓄に関してはアレルギー児も食べられる食料を用意しています。                           |   |

|                                         |                                                                                                                                                                                                  | 評価結果 |
|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保                         |                                                                                                                                                                                                  |      |
| Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。     |                                                                                                                                                                                                  |      |
| Ⅲ-2-(1)-①                               | 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。                                                                                                                                                                  | a    |
| (コメント)                                  | 標準的な実施方法について手順や方法を記した「保育マニュアル」が事務所に設置され、いつでも職員が確認できるようになっています。誤飲・誤食・誤嚥など重大事故の対応なども園全体で意識しながら保育業務を実施する仕組みがあります。また、職員の実施方法が統一されたものになるよう、毎日のミーティングや会議などで業務の手順や変更点などを共有するため、ノートに記載し事務所に設置し確認しています。   |      |
| Ⅲ-2-(1)-②                               | 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。                                                                                                                                                                    | c    |
| (コメント)                                  | 標準的な実施方法としての各種マニュアルは整備されていますが、見直しの仕組みが確立していません。今後は標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法を定め、保護者の意見も考慮される仕組みづくりを期待します。                                                                                        |      |
| Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。 |                                                                                                                                                                                                  |      |
| Ⅲ-2-(2)-①                               | アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。                                                                                                                                                                       | b    |
| (コメント)                                  | 入園時に個別に家庭での様子、発達発育歴、生活面、既往歴などの細かい情報を得て、個別に指導計画を作成しています。支援が必要な子どもに対しては、障がい児個別支援計画を作成しているほか、中央区から見守りサポーターが数か月に一度訪問されており、障がい児への支援方法や保護者へのサポートの指導を受け、職員の共通理解にも努めていますが、保育所以外の関係者も含めて意見を聞く手順は定めていません。  |      |
| Ⅲ-2-(2)-②                               | 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。                                                                                                                                                                           | b    |
| (コメント)                                  | 月ごとの評価・振り返りを行いクラスの年間指導計画を月案・週案へと展開し、期末には年間の振り返りも行われ、次年度に向けた指導計画に役立てていますが、指導計画の評価・見直しの手順を文書化したマニュアルの作成は今後の課題です。指導計画の見直しの役割分担やプロセスの標準化を示したマニュアル整備を期待します。                                           |      |
| Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。          |                                                                                                                                                                                                  |      |
| Ⅲ-2-(3)-①                               | 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。                                                                                                                                                           | a    |
| (コメント)                                  | 指導計画（月案・週日案・個人記録）や保育日誌等を通じて、個々の子どもの様子や成長発達・生活状況等について記録保管しています。保護者に入園前の子どもの発育状態や生活状況を聞き取ることや在園後も保護者面談、送迎時の会話、連絡帳などを通して子どもの状態について把握しています。内容は毎日のミーティングや連絡ノートを通じて職員間で情報共有されています。                     |      |
| Ⅲ-2-(3)-②                               | 子どもに関する記録の管理体制が確立している。                                                                                                                                                                           | a    |
| (コメント)                                  | 個人情報に記載されている書類は事務所で鍵付き書庫で保管され、取り扱いについて職員に周知されています。書類は保管期間を定め、個人情報保護の内容については入職時や年度初めに再確認する仕組みになっています。個人情報の不適切な利用や漏洩に対する対策方法は就業規則に明記されています。保護者に対しては『重要事項説明書』やホームページにて個人情報の取り扱い方法・責任者等を明記し理解を得ています。 |      |

# 児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

## 評価結果

### A-1 保育内容

#### A-1-(1) 全体的な計画の作成

|           |                                                                                                                                                                        |   |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| A-1-(1)-① | 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。                                                                                                              | b |
| (コメント)    | 全体的な計画は、保育所保育指針をはじめ、各種法令や園の理念や方針に基づいて作成されています。また、子どもの発達過程・子どもと家庭の状況や保育時間・地域の実態なども考慮して作成されていますが、園長主導で作成されており、保育に関わる職員の参画が十分ではありません。今後は職員全体で全体的な計画の策定や見直しを行っていくことを期待します。 |   |

#### A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |   |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| A-1-(2)-① | 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。                                                                                                                                                                                                                                         | a |
| (コメント)    | 園舎全体が明るく、玄関は吹き抜けになっており開放感があります。玄関入ってすぐ横には絵本コーナーがあり玄関外からもその様子が伺え、お迎えの保護者と園児の憩いの場としても活用されています。園全体としては、定期的な清掃・換気に努め、全保育室・共有スペースの清掃は毎日行われ、おもちゃ等は殺菌庫で除菌され清潔に保たれています。各年齢に応じて机・椅子・トイレの便座の高さの配慮や幼児トイレには指詰め防止の扉が設置されています。また、乳児保育室はパーテーションで遊びと生活の空間を分け、心地よい生活空間が確保されています。                  |   |
| A-1-(2)-② | 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。                                                                                                                                                                                                                                                | a |
| (コメント)    | 法人の保育目標である「のびのびと個性豊かなこどもに」を職員一人ひとりが十分理解して保育を行っています。また子どもの個性を重視し職員間で情報交換しながら、子ども一人ひとりに寄り添った保育を行っています。個人指導計画の作成により子どもの発達過程、家庭状況を把握し、子どもの気持ちをできるだけ汲み取りながら、子どもの「したい・したくない」の気持ちに寄り添った保育を行っています。職員は子どもが理解できる言葉で伝え、自己主張が苦手な子には代弁したり時間を十分設けるよう努めています。                                    |   |
| A-1-(2)-③ | 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。                                                                                                                                                                                                                                          | a |
| (コメント)    | 基本的な生活習慣を身につけるために、一人ひとりの発達に合わせた援助を行い、常に子ども主体に考えて職員間で情報交換しながら保育に取り組んでいます。自分でやりたいという意欲を尊重し、その気持ちを引き出せるような声掛けを大切に援助を行っています。子どもの様子を見て設定保育を変更したり、休息の時間を作り、活動と休息のバランスをとるような工夫を行っています。コツコツ積み重ねることを大切に、習得できた際には共に喜びことで自信と意欲に繋げていくことに努めています。                                              |   |
| A-1-(2)-④ | 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。                                                                                                                                                                                                                                    | a |
| (コメント)    | 子どもが主体的に活動が出来るようその時々の子どもたちの姿をしっかり捉え、援助を行っています。園舎の外は園庭が整備され身体を思い切り動かせる環境になっています。また菜園活動や収穫した食材でクッキングに取り組んでいます。施設内は1階が乳児、2階が幼児の部屋となっており、乳児クラスは戸外に出やすく活動がしやすい環境が整っています。また本園の周りには公園があり自然物に触れ合う機会も多く、大型遊具で思い切り遊び活動しています。園内でも広いホールがあるため、雨天でも体を動かす活動ができるほか、昆虫などを飼育し観察できる環境づくりにも取り組んでいます。 |   |

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |   |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| A-1-(2)-⑤ | 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。                                                                                                                                                                                                                                                  | a |
| (コメント)    | 一人ひとりの子どもの月齢、発達段階を考慮し、保護者と連携を取り保育が行われています。保育室は、パーテーションで活動と休息の場を分け、長時間でも過ごしやすい環境になっています。保育室から出ると広い園庭で遊んだり、近くの公園に散歩へ出かける等して、長時間過ごす子どもに生活・遊び・環境の工夫を行っています。また職員が応答的な関わりで子どもと接し、給食時にも机・椅子の配置を工夫して給食の援助を行っています。また、子どもたちの気持ちをしっかり受け止め、抱っこやふれあい遊び等を行うことで信頼関係を築いています。家庭との連携は登降園時に保護者と話をすることと連絡帳で、子どもの状況・情報を共有しています。 |   |
| A-1-(2)-⑥ | 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。                                                                                                                                                                                                                                            | a |
| (コメント)    | 1・2歳児は月齢差が大きいことも考慮した上で個々にあわせた対応を行い、やりたい気持ちを尊重した保育を行っています。園庭に出ると異年齢児と一緒に遊び・過ごす環境が整っています。保育室内は、可動式のパーテーションを使用し子どもたちの状況に応じて過ごしやすい環境を整えています。また、保育士たちは日々一人ひとりの様子の変化に配慮し、連携して保育を行っています。保護者との情報共有に関しては、送迎時の会話や連絡帳を通して毎日の子どもの様子を伝えています。                                                                            |   |
| A-1-(2)-⑦ | 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。                                                                                                                                                                                                                                                   | a |
| (コメント)    | 3歳以上の保育では、協調性や自主性を養う環境が整えられています。保育室には適切な遊具や教材が配置され、子どもの主体性を育む活動が充実しています。運動や絵画・造形、音楽などの分野では専門講師による指導を受け、表現力や創造力の発達を促し、体力増進に繋げています。小学校との連携を意識したカリキュラムを導入し、スムーズな移行をサポートしています。また、規定以上の職員配置は、子どもの発達段階に応じた柔軟な対応が可能となり、保育の質の向上に貢献しています。                                                                           |   |
| A-1-(2)-⑧ | 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。                                                                                                                                                                                                                                                                 | a |
| (コメント)    | 障がいのある子どもが安心して過ごせるよう、バリアフリーの環境整備や個別支援計画の作成が行われています。保育士は個々の特性に応じた適切な支援を提供し、必要に応じて療育機関や専門家と連携しながら発達を支えています。さらに、他の子どもたちとの自然な関わりを促進し、共に学び成長できる環境を整えています。職員の研修を強化し、障がい児支援の専門性を高める取り組みも行われています。                                                                                                                  |   |
| A-1-(2)-⑨ | それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。                                                                                                                                                                                                                                                                  | a |
| (コメント)    | 子どもの在園時間に応じた柔軟な保育が提供されるよう、早朝や夕方の異年齢保育では、年齢に応じた遊びの工夫や安全対策が講じられ、子どもたちが安心して過ごせる環境が整えられています。また、長時間保育が必要な家庭にも配慮し、子どもが無理なく生活できるよう休息の時間や活動のバランスが考慮されています。職員間での情報共有も徹底され、子どもの一日の生活リズムを把握しながら適切な保育を実施しています。                                                                                                         |   |

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |   |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| A-1-(2)-⑩    | 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | b |
| (コメント)       | 小学校とのスムーズな接続を目指し、就学準備活動を積極的に行っています。園長の責任のもとに保育所児童保育要録を作成し、小学校へ情報提供を行うことで、子どもが円滑に学校生活をスタートできるよう支援しています。また、就学に向けた活動として、生活習慣の自立を促す取り組みや、学習への興味を引き出す遊びを取り入れています。保護者には、就学に向けた情報提供や相談の機会を設け、家庭と園が一体となって子どもを支える体制が整えられています。今後は、小学校との直接的な交流の機会を増やし、さらなる円滑な移行を促進することを望みます。                                                                                                               |   |
| A-1-(3) 健康管理 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |   |
| A-1-(3)-①    | 子どもの健康管理を適切に行っている。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | b |
| (コメント)       | 子どもの健康管理は、看護師の指導のもと適切に実施されており、毎月の身体測定結果は「けんこうのきろく」を通じて保護者に共有されています。日々の保育の中では、子どもの体調変化やケガに細心の注意を払い、迅速な対応と事後確認が徹底されています。看護師が作成する「ほけんだより」を通じて保護者へ健康管理や感染症対策の情報を発信し園での取り組みを周知しています。また、健康管理の基本方針として「保健計画」が作成され、職員間で適切な対応が行えるよう整備されています。SIDS（乳幼児突然死症候群）予防に関しては、職員への知識の周知を行い、年度初めには対策の再確認を実施しています。また、保育室にその内容を掲示することで、職員の意識向上を図っています。今後は、SIDS等の情報を「ほけんだより」やポスター等を活用して保護者に周知することを期待します。 |   |
| A-1-(3)-②    | 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | a |
| (コメント)       | 園では、年2回の内科検診・歯科健診、尿検査、視力・聴力検査、毎月の身体測定を実施し、その結果を「けんこうのきろく」に記録し保護者に共有しています。「けんこうのきろく」は入園から卒園まで1冊にまとまっており、長期的な健康管理が可能となっています。結果は職員間で共有され、必要に応じて個別対応を行っています。また、受診が必要な場合は速やかに保護者へ伝え、受診結果を把握する体制が整っています。さらに、これらの結果を保健計画へ反映し、子どもの健康を支える保育を実践しています。                                                                                                                                     |   |
| A-1-(3)-③    | アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | a |
| (コメント)       | アレルギー疾患や慢性疾患を持つ子どもに対し、医師の指示をもとに適切な対応を行っています。アレルギー児への対応は会議や毎日のミーティングを通じて情報を職員間で共有し、担任以外の職員も適切に対応できるよう体制を整えています。保育所におけるアレルギー対応ガイドラインに基づき、誤食防止のために食器の色分け、名札の付与、座席の固定、複数回の声出しチェックを徹底し、安全な食環境を確保しています。また、緊急時の対応マニュアルを用意し、研修にも積極的に参加することで、職員の対応力向上に努めています。                                                                                                                            |   |

# A-1-(4) 食事

A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。

a

(コメント)

園では、食事を単なる栄養補給の場ではなく、楽しみの一つとして捉え、工夫を施しています。季節や行事に合わせた特別メニューの提供や、世界の料理をテーマにしたイベントを企画し、食育活動として展開しています。給食室と隣接したキッズ・キッチンではクッキング体験ができ、園庭の菜園で収穫した野菜を活用した調理活動も行われています。さらに、子どもたちが給食を作る様子を見学したり、調理員と直接話す機会が設けられ、食への関心を深める取り組みが行われています。また、保育計画に位置付けられた食育の取り組みとして、子どもが自分のペースで食事を楽しめる環境づくりにも配慮されています。完食にこだわらず、苦手な食材も少量でも食べられたことを評価し、自信につながるような声掛けを行っています。

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。

a

(コメント)

給食は業務委託されていますが、調理担当者と密に連携し、子どもの食事状況を確認しながら改善を図っています。アレルギー対応を含めた個別対応も適切に行われ、安全でおいしい食事の提供に努めています。また、マニュアルに基づいた衛生管理を徹底し、安心して食べられる環境を整えています。園長と栄養士による献立会議を定期的開催し、子どもの発育や好みに配慮したメニューを作成しています。保育士も給食の感想を伝え、提案が反映される環境が整っています。さらに、残食を調査し、献立や調理方法の改善にも活かされており、ビザ窯を活用した年3回の本格的なピザ作りなど、食育活動にも力を入れています。

## 評価結果

# A-2 子育て支援

## A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。

a

(コメント)

家庭との連携を強化し、子どもの生活をより充実させる取り組みが行われています。乳児クラスでは連絡帳を活用し、日々の生活リズムや健康状態を記録・共有し、園全体では月のおたよりで情報提供を行っています。また、個人懇談や保育参観を通じて、保護者が園での保育の様子を理解しやすいよう工夫されています。1学期と3学期には、保育の様子をオンラインで動画配信し、遠方や多忙な保護者にも園の活動を共有しています。さらに、毎日の保育の様子を玄関のモニターでコメント付きスライドショーとして映し、日々の子どもの姿を保護者が確認できるようにしています。

A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。

a

(コメント)

保護者が安心して子育てできるよう、送迎時の対話や個別懇談を定期的実施し、家庭との信頼関係を築いています。特に、入園直後の保護者には不安を和らげるための丁寧なサポートを行い、子どもだけでなく家庭全体が安心できるよう努めています。また、園内には相談室が設けられ、保護者が個別に相談を行える環境が整備されています。保護者の個別相談については、記録を残し、必要に応じて適切な対応ができるよう管理されています。さらに、保育士が関係機関と連携し、専門的な支援を受けられる体制も整備されています。

|                 |                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |   |
|-----------------|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
|                 | A-2-(2)-②                    | 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。                                                                                                                                                                                                                                                            | a |
|                 | (コメント)                       | 日々の保育の中で子どもの健康状態や家庭環境の変化に細心の注意を払い、虐待の兆候を見逃さないよう職員が一丸となって取り組んでいます。送迎時の保護者と子どもの関係性や、着替えやトイレの際に不自然な傷や痣がないかをさりげなく確認するなど、日常的に子どもの様子を把握する仕組みが整えられています。職員間で情報を共有し、違和感がある場合は速やかに主任保育士や園長と連携し、必要に応じて児童相談所や区役所子育て支援室と連絡を取る体制が確立されています。また、職員には定期的な研修を実施し、虐待防止の知識を深めることで、早期発見・早期対応を徹底し、子どもたちが安心して生活できる環境の維持に努めています。 |   |
| 評価結果            |                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |   |
| A-3 保育の質の向上     |                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |   |
|                 | A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価） |                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |   |
|                 | A-3-(1)-①                    | 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。                                                                                                                                                                                                                                                       | b |
|                 | (コメント)                       | 日々の保育記録を活用し、チーム内でのミーティングを通じて課題を話し合い、具体的な改善策を検討しています。自己評価は現在年度末の1回のみ実施され、園長との面談を通じて職員の成長や課題を共有しています。しかし、より効果的な改善と専門性向上のためには、自己評価を半期に1回実施し、それに伴い園長との面談を行うことが望まれます。これにより、定期的な振り返りと課題の明確化が可能となり、保育の質のさらなる向上につながると考えられます。今後は、外部研修や定期的な内部研修の機会を確保し、職員のスキル向上を図ることを望みます。                                        |   |
| 評価結果            |                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |   |
| A-4 子どもの発達・生活援助 |                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |   |
|                 | A-4-(1) 子どもの発達・生活援助          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |   |
|                 | A-4-(1)-①                    | 体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。                                                                                                                                                                                                                                                                 | b |
|                 | (コメント)                       | 子どもへの不適切な対応を防ぐため、複数担任制の導入や定期的な職員間の振り返りを実施し、互いにチェックし合う環境を整えています。また、外部研修を活用し、不適切な対応の具体例や対処法について学ぶ機会を設けています。職員向けに「小市福祉会の職員に大切にしてほしいこと10か条」や「懲戒権乱用防止マニュアル」を作成し、毎年度初めの会議で確認を行っています。しかし、「就業規則」等の規定に体罰の禁止が明記されていないので早急に修正を求めます。                                                                                |   |

## 利用者(保護者)への聞き取り等の結果

### 調査の概要

|        |              |
|--------|--------------|
| 調査対象者  | なにわのもり保育園保護者 |
| 調査対象者数 | 有効回答者数 74 人  |
| 調査方法   | 自記式WEB調査     |

### 利用者への聞き取り等の結果（概要）

#### 【保育の取り組み姿勢について】

入園時に保育方針や保育内容について十分な説明があり、お子様の性格や成長歴の聞き取りもしっかり行われていると約7割の方が回答しています。お子様のプライバシーは9割以上の方が守ってくれていると回答しています。

#### 【職員の態度や姿勢について】

「明るく笑顔で接している」「言葉遣いや態度、服装が適切である」「子どもの長所や個性を認めている」「子どもの人権を尊重している」のすべての質問で9割近い保護者が高評価になっています。

#### 【保育内容について】

「園内は清潔で整理されている」、「アレルギー対応でも保護者と連携が取れている」、「戸外遊びが工夫されている」の3項目は9割の保護者が高評価です。遊具や教材が充実しているかの問いに対して81%の方が高評価になっています。

#### 【安心・安全について】

感染症情報はしっかり玄関先にも掲示されるなど情報提供されているほか予防の呼びかけもなされています。保育中の怪我の対応や連絡に関しては88%の方が満足されています。毎月の避難訓練の実施も保護者に評価されています。

#### 【保護者との情報共有】

お便りや連絡帳で77%の方がわかりやすく伝えられていると回答されています。また、エントランスのデジタルサイネージで1日の出来事がわかると高評価です。保護者が保育に参加する機会が十分にあるかという問いには85%の方が十分あると回答されています。

#### 【苦情や要望について】

不満や要望はしっかり聞いてくれると69%の保護者が回答しています。保育の内容や行事に保護者の要望が活かされているかという問いは半数の方が活かされていると回答されています。運動会を園のホールではなく、小学校を借りるなどもっと広い空間でやってほしいなどの要望がでています。

#### 【お子様の様子について】

「園内であなたのお子様は楽しく過ごしている。」と95%の保護者が回答しています。また、「入園希望の方がいたら、入園を勧めたい」と回答された方も、全体の77%という結果となりました。

# 福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

## ①【職員・従業員数】

- 以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

### ▶正規の職員・従業員

- ・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

### ▶非正規の職員・従業員

- ・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

## ②【専門職員】

- 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

## ③【施設・設備の概要】

- 施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

|     | 例                                                                     |
|-----|-----------------------------------------------------------------------|
| 居室  | ●個室、2 人部屋、3 人部屋、4 人部屋 等                                               |
| 設備等 | ●保育室（0 才児、1 才児、2 才児、3 才児、4 才児、5 才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等 |